

議案第 64 号

1 議案名

徳島県教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の
制定について

2 提案理由

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、同条
例の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

教職員課

条例等立案表

題名	徳島県教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則		
課(室)名	教職員課	担当者名	鈴川真紀
制定理由	<p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、同条例の施行に 関し必要な事項を定める必要がある。</p>		
あらまし	<p>一 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の範囲を 教育委員会の事務部局に勤務する職員と定めることとした。</p> <p>二 教育委員会の事務部局に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償の取扱い については、徳島県知事が定める会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規 則の例によることとした。</p> <p>三 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。</p>		
予算上の措置			
関係法規	<p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令 和元年徳島県条例第十九号）</p>		
法令審査会	要	考	備
	・ 否		

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県教育委員会教育長 美馬持仁

徳島県教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号。以下「条例」という。）の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の範囲)

第二条 条例第一条第一号の任命権者が定める職員は、教育委員会の事務部局に勤務する職員とする。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第三条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償の取扱いについては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の例による。この場合において、同規則第八条第二項中「会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年徳島県規則第二十四号）」とあるのは「徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第○号）」とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。